

日本映画大学学位規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び日本映画大学学位規則第45条の規定に基づき、日本映画大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し、必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(学位に付す専攻分野の名称)

第4条 学位に付す専攻分野の名称は、学士（映画学）とする。

(学位の名称の使用)

第5条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「日本映画大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は教授会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記の様式)

第7条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(細 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(別 表)

第 号

卒業証書・学位記

氏名

年 月 日生

本学映画学部映画学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め 学士（映画学）の学位を授与する

年 月 日

日本映画大学長

氏名

印